

入札説明書

1 入札に付する事項

- (1) 件名 自動販売機設置の用に供するための行政財産の貸付け
- (2) 貸付場所及び面積（設置台数） 別紙仕様書のとおり
- (3) 貸付条件等 別紙仕様書のとおり
- (4) 貸付期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（更新なし）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 宮城県の自動販売機の設置に係る一般競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

3 入札参加資格登録申請場所及び提出期限

2(1)の宮城県の自動販売機の設置に係る一般競争入札参加業者登録簿への登録を希望する者は、下記提出書類に必要事項を記入の上、宮城県総務部管財課財産管理班（〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 電話022-2211-2352）あて、令和7年2月7日（金）午後5時までに提出すること。郵送による場合は、書留郵便とし必着のこと。この場合、封筒の宛名には「宮城県管財課財産管理班 行き」と必ず記入すること。

【提出書類】

- イ 自動販売機の設置に係る一般競争入札参加業者登録申請書（様式1号）
 - ロ 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことの証明書
 - ハ 誓約書（様式2号）及び役員等名簿（様式2号別紙）
 - ニ 県税の納税証明書
 - ホ 消費税及び地方消費税の納税証明書
 - ヘ 2年以上継続して自動販売機を設置した実績を証明する書類（使用許可書又は契約書の写し等）
 - ト 委任状（県外に本店を有する者で、その代表者から入札等の権限を委任された県内にあ
る支店又は営業所を代表する者が申請する場合）
- なお、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は説明等を求めることがある。

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間
 - イ 場所 5(4)に示す場所に同じ。
 - ロ 期間 令和7年2月5日（水）から令和7年2月14日（金）まで
- (2) 入札及び開札の日時及び場所等
 - イ 日時 令和7年2月20日（木） 午前10時00分
 - ロ 場所 宮城県名取市高館吉田字吉合66番地 宮城県農業高等学校 応接室

5 質問事項

(1) 提出方法

一般競争入札説明書等に関する質問書（様式3号）を電子メール又はファクシミリで提出するものとする。

(2) 受付期限

令和7年2月7日（金）午後5時まで

(3) 回答方法

(2)の期限までに受け付けた質問に対する回答については、随時、宮城県農業高等学校ホームページに掲載する。

(4) 問い合わせ先

〒981-1242 宮城県名取市高館吉田字吉合6番地

宮城県農業高等学校

電話番号 022-384-2511

電子メール miyagi-ah@pref.miyagi.lg.jp

ファクシミリ 022-384-2512

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（様式4号）に必要とする事項を記載し、4(2)に示す日時及び場所へ持参すること。

(2) 郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

(3) 代理人が入札書を持参する場合は委任状（様式5号）を持参すること。

(4) 委任状は物件番号ごとに提出すること。

(5) 入札書には入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印をすること。また、代理人が入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札金額

(1) 入札書には年額（1年分の金額）を記載すること。

(2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

なお、土地に設置する場合は、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。

8 開札等

(1) 開札は4(2)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札は入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(3) 開札の結果、予定価格以上の入札者がいないときは直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。

9 入札者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までに提出した書類に関し宮城県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知の上入札しなければならない。
- (2) 入札書は所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときはこの限りではない。
- (3) 入札者は代理人に入札させるときは、物件番号ごとにその委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に付する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - イ 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由がなく契約をしなかった者
 - ヘ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
- (7) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。

11 入札保証金

入札者は、財務規則（昭和39年規則第7号）第97条の規定により、入札保証金を納付すること。

- (1) 入札保証金の額は、見積もった入札金額の100分の5以上であること。
（消費税及び地方消費税を含む金額であり、入札書に記載する入札金額ではないことに注意すること。）
- (2) 財務規則第98条第1項第3号の規定により、次に該当する場合には入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
【財務規則第98条第1項第3号】
一般競争入札に参加する資格を有し、過去二年間に国・地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) (2)に該当しない者は、入札保証金の納付等（これに代わる担保の提供を含む。）又は保険証券（入札者が保険会社との間に本県を被保険者とする入札保証保険解約を締結したとき又は契約執行者が確実と認める金融機関と契約保証の予約をしたときの当該保険証券）の提出を入札日に次により行うこと。
 - イ 時間
 - ロ 場所
 - ハ 納付方法
 - ①現金
 - ②国債証券、地方債証券（額面金額）
 - ③小切手（支払地を仙台市としたものであって、執行者が確実と認める金融機関が振り

出し、又は支払保証をしたもの。)

④社債その他の有価証券（額面金額の10分の8以内。執行者が確実と認める場合に限る。）

(4) 落札者の入札保証金は、契約締結時の契約保証金の一部に充当できるものとする。落札者以外の入札保証金は、入札終了後、納入場所で返却する。

12 入札の取りやめ等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなすなどの場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

13 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (4) 入札書に記名押印がない入札
- (5) 入札金額を訂正している入札
- (6) 金額以外の訂正であって、訂正箇所には訂正の押印をしていない入札
- (7) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに不正によると認められる入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

14 落札者の決定方法

- (1) 宮城県が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいない場合、又は再度の入札に付し落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることがある。随意契約による場合の見積書の提出については別に指示する。

15 契約書等の作成等

- (1) 賃貸借契約書（様式6号又は様式7号）により行うものとする。なお、契約の際は、暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式2号）を提出させるものとする。
- (2) 落札決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。
- (3) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (4) 落札者が(2)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。
- (5) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とする。

16 契約保証金

契約の相手方となった者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければ

ならない。ただし、財務規則第114条第1項第3号、第4号又は第10号の規定に該当する場合は免除とする。

【財務規則第114条第1項】

- (3) 競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去二年間に国、地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 競争入札による契約又は随意契約を締結する場合において、契約金額が百万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (10) 前各号に定める場合のほか、確実に契約が履行されるもので契約執行者が適当と認めるとき。

17 貸付料の納付

各年度、宮城県が発行する納入通知書により一括納付すること。

18 その他

貸付場所については仕様書別図のとおりであるが、調査の必要がある場合は連絡先に連絡し訪問すること。